

令和7年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

報告内容

令和7年7月2日（水）に開催した港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について報告します。

1 日 時

令和7年7月2日（水） 午前10時から11時15分まで

2 場 所

港区立教育センター研修室1・2

3 出席者

分 野	構 成 員	
港 区 港区教育委員会	教育長（会長）	浦田 幹男
	総務部長（副会長）	湯川 康生
	学校教育部長（副会長）	茂木 英雄
	子ども若者支援課長	矢ノ目 真展
	子ども家庭支援センター所長代理 相談支援担当課長	坪井 清徳
	児童相談課長	齊藤 和彦
	人権・男女平等参画担当課長	小坂 憲司
学 校	区立小学校長会副会長（筭小学校長）	矢部 洋一
	区立中学校長会副会長（高陵中学校長）	中山 幸子
学識経験者	埼玉学園大学教授	藤枝 静暁
医 学	こどもとおとなのクリニックパウルーム院長	黒木 春郎
心 理	教育センター相談員	新井 絢子
福 祉	スクールソーシャルワーカー	新行内 勝善
法 律	学校法律相談弁護士	牧山 美香
警 察	愛宕警察署生活安全課長代理	秋葉 隆之
	三田警察署生活安全課長	今井 赴夫
	高輪警察署生活安全課長	山口 亜樹
	麻布警察署生活安全課長	中辻 竜馬
	東京湾岸警察署生活安全課長	田村 知邦

【オブザーバー】

分 野	構 成 員	
港区教育委員会	教育委員	鈴木 令奈
港 区	赤坂地区総合支所管理課長代理	山本 昇

4 議 事

- (1) 令和7年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について 【資料1】
- (2) 令和6年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の報告について 【資料2】
- (3) 令和7年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について 【資料3】
- (4) 令和7年度港区いじめ問題対策連絡協議会の報告について 【資料4】
- (5) いじめに関する現状について 【資料5、資料5-2】
- (6) 学校で起きたいじめの事例について 【資料6】

教育指導担当課長 清水 浩和

- ・関係児童がグループチャット上で、公園で一緒に遊ぶ友達を募っていた際、加害児童A・Bが被害児童に対して、虚偽の集合場所に関する情報をSNSや電話で伝えた。被害児童は翌日、SNS上のやりとりを編集し、加害児童にいじめられたことを主張する動画を投稿サイトにアップロードした。学校は、アップロードされた動画を発見したことから関係した児童への事実確認、加害児童への指導、加害児童および被害児童の保護者への連絡、警察への相談等を速やかに行ったが、保護者同士のトラブルに発展した。
 - ・関係した児童・生徒の気持ちに寄り添いながら、事実確認を丁寧かつ迅速に行うことが早期解決につながる。また、学校だけで対応が難しい場合には、警察をはじめとした関係諸機関との連携も必要である。
 - ・児童・生徒にSNSに潜むリスクを確実に理解させるための組織的・計画的な指導及び観察が重要である。各学校では、実態に応じて、情報モラル教育を意図的・計画的に実施し、トラブルの未然防止に努めているところである。
- (7) 学校における取組（協議会の報告を受けて）について 【資料7】
- ① 区立小学校長会副会長（筈小学校長） 矢部 洋一 委員
 - ・セーフティ教室等において、警察や関係団体の出張授業を行っている。学校公開日に設定して、保護者の意識啓発に努めている。
 - ・第5学年社会科で情報モラルを指導する。区教研保健部会では、国が進める「生命（いのち）の安全教育」の一環として、第6学年学級活動で、SNSの被害防止について、養護教諭と担任が連携して授業を実施した。
 - ・必要に応じて、タブレット端末のパスワードの変更を行っている。
 - ・学校教育全体をとおして、相手の立場に立ち、その気持ちを想像するなどの活動を継続することにより、総合的に人権意識を高めることが大切である。
 - ・「タブレット活用のルール」等の資料や、長期休業前の生活指導のしおりなどを基に、保護者会や学校だより等で、家庭の意識啓発や協力を求めている。
 - ② 区立中学校長会副会長（高陵中学校長） 中山 幸子 委員
 - ・生徒会が主体となり、「SNS東京ルール」を参考にして、学校ごとのルールを策定している。情報モラル教室やセーフティ教室などで学習したことをルール改訂の際に生かしている。
 - ・SNSに関わる問題が発生した際は、保護者との情報共有を行い、迅速な聞き取り、関連する情報の消去等の対応を行っている。
 - ・SNSの利用方法に関するルールが、生徒に任せになっている家庭もある。小

まめに連絡をし、理解を得ながら指導を進めている。また、スマートフォンに依存傾向にある生徒もいるため、専門機関との連携を検討している。

(8) 「みなと子ども相談ねっと」の取組に関する報告について 【資料8】

(9) 令和7年度港区青少年健全育成の方針について 【資料9】

5 意見交換

(1) 人権・男女平等参画担当課長 小坂 憲司 委員

- ・「子どもの人権SOSミニレター」では、法務局もしくは人権擁護委員が直接返事を書く取組を行っている。
- ・新たに「LINE人権相談チャット」も開始し、すでに中学生に対して案内カードを配布したところである。周知機会があれば、これらの相談窓口についても広く周知してほしい。

(2) 高輪警察署生活安全課長 山口 亜樹 委員

- ・管内の高校において、発生した事案について2件情報共有する。
- ・1件目は、退学後、通学途中の元同級生に対し、包丁で切りつけた殺人未遂事件である。関係者の話をまとめると、加害生徒と被害生徒は中学校時代からの同級生で、当初はちょっかいを出していたが、エスカレートしたようである。
- ・2件目は、柔道部での事案である。被害生徒が、加害生徒から締め技をかけられ、首に怪我を負ったことが発端である。被害生徒の保護者が警察に通報したことにより、事件として取り扱った。被害生徒は柔道に対して、怠惰な様子が見られる生徒で、加害生徒はその態度に我慢ができなくなっていったことが本事案の動機である。最初は、冗談半分で締め技をかけていたものが、次第にほぼ毎日続けるようになり、最終的には傷害事件につながった。
- ・冗談のつもりでも、繰り返せば、結果として事件になる。2件とも、早い段階で学校または警察が介入していれば防げた可能性があると考えている。情報共有がいかにか大切に改めて実感する事例である。

(3) こどもとおとなのクリニックパウルーム院長 黒木 春郎 委員

- ・今回の会議資料の事例、警察からの報告において共通している点は、大きく2点あると考えている。1点目は、加害者か被害者かが、はっきりしなくなっているケースがあるということ、2点目は、保護者同士のトラブルに発展しているということである。
- ・当院にも、被害生徒・保護者に「あなたの子どもは、病院に行くべきだ」と強く言われたという相談が加害児童・生徒の保護者から寄せられたことがあった。しかし、その後詳しくお話を伺ったところ、治療が必要な疾患とは言えないことが分かった。「怪我をさせたのだから、加害者だ」、「加害者の子どもは病院に行くべきだ」と、被害児童・生徒の保護者が学校に強く申し入れ、学校もそれを受けて、保護者に病院を勧めたという流れであった。

(4) 学校法律相談弁護士 牧山 美香 委員

- ・いじめ発生後、学校側が当事者である児童・生徒を見守り、指導を続けた結果、仲直りし、学校生活を送っていることがよくある。

- ・しかし、その後、保護者同士のトラブルが激化し、加害児童生徒保護者および被害児童生徒の保護者が、「学校で話し合いの場をもってほしい」と強く要求し、学校が対応に苦慮しているという相談が非常に増えている。

(5) 区立中学校長会副会長（高陵中学校長） 中山 幸子 委員

- ・保護者としては、子どもを守りたいという強い思いがあると思うので、まずはその気持ちに寄り添うことを心掛けている。子ども自身を否定するのではなく、行為を否定することが、保護者との信頼関係を築くうえで重要となる。過ちから学び、同じことを繰り返さないことこそが大切であるというスタンスで指導している。

(6) 区立小学校長会副会長（筈小学校長） 矢部 洋一 委員

- ・学校では、早期発見につなげるために、生活アンケート等をとおして、子どもの様子を担任が把握し、見守っている。このような日頃の未然防止に向けた取組も積極的に発信している。

(7) 埼玉学園大学 教授 藤枝 静暁 委員

- ・「みなと子ども相談ねっと」等、相談の仕組みが機能していること、子どもたちが悩みを抱え込まず、先生方や大人を信頼していることがよいと感じた。
- ・頭では理解していても、気持ちが追いつかない、納得しきれないというケースが多いと感じた。一度気持ちを落ち着かせてから、「いくつかの選択肢を考え、こうしたらこうなるだろう」という見通しを立てる力を身に付けさせることも必要なのではないかを感じる。

(8) 教育センター相談員 新井 絢子 委員

- ・教育相談の中で「いじめ」という言葉が出てきた場合、学校がどう把握しているかということを確認するようにしている。
- ・子ども自身の課題や、保護者が抱えている課題が顕著に表れることが多いと感じている。